

内閣人第

六号

起案

令和二年一月九日

裁可 上奏 決定

令和 令和

年 年 月 月

月 日

施行

令和 令和

年 年 月 月

月 日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五直

内閣總務官

原

内閣

高等裁判所長官に任命する

判事 小野憲一

萩生田 国務大臣	赤羽 国務大臣	江藤 国務大臣	河野 国務大臣	竹本 国務大臣
茂木 国務大臣	小泉 国務大臣	北村 国務大臣	衛藤 国務大臣	田中 国務大臣
萩生田 国務大臣	武田 国務大臣	橋本 国務大臣	西村 国務大臣	多



(二月五日以降予定)

内閣

最高裁人任第 2470 号

令和 2 年 1 月 8 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



高等裁判所長官に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(大阪地方裁判所判事) 判事 小野憲一

(発令希望日 令和 2 年 2 月 5 日以降)

高等裁判所長官任命資格調

(令和2年2月5日以降)

補職さるべき庁	現職	氏名	年齢	任命資格	根拠法規
福岡高長官	大阪地判事	小野憲一	63	判事補在職通算 10年以上の者	裁判所法第42 条第1項第1号

裁判所					年号	出生地	現住所	本籍
月	日	事	項	名				
六一	五九	五六	年号	昭和三十一年十月七日	一一	東京大学法学部卒業	東京	日本
四	四	一〇	月	年生月の	一一	司法試験第二次試験合格	東京	日本
一	一三	二八	日	旧氏名	一一	司法試験第三次試験合格	東京	日本
神戸地方裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	東京	事	氏名	一一	司法修習生を命ずる	東京	日本
最高裁判所	最高裁判所	一一	項	名	一一	司法修習生の修習終了	東京	日本
最高裁判所	最高裁判所	一一	名	姓	一一	最高裁判所	東京	日本
最高裁判所	最高裁判所	一一	姓	姓	一一	最高裁判所	東京	日本
最高裁判所	最高裁判所	一一	姓	姓	一一	最高裁判所	東京	日本

2丁		裁判所		年号		月		日		事項		小野憲一	
		平成元年四月四日	昭和六二年四月一三日	平成元年四月四日	昭和六二年四月一三日	平成元年四月四日	昭和六二年四月一三日	平成元年四月四日	昭和六二年四月一三日	神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる 兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する	神戸家庭裁判所尼崎支部勤務を命ずる 兼ねて神戸地方裁判所尼崎支部勤務を命ずる	最高裁判所	最高裁判所
	六	四	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	大分簡易裁判所判事補に補する 兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する	大分地方裁判所判事補に補する 兼ねて大分家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	最高裁判所
	四	四	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	内閣	内閣
同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	一二	一	一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	大阪地方裁判所判事補に補する 大阪簡易裁判所判事に補する	大阪地方裁判所判事補に補する 大阪簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	最高裁判所
										裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事補につき任期終了	小野憲一	小野憲一

